

豊橋市民病院の院内感染に伴う診療業務の一部制限の解除について

8月22日（月）付けでお知らせしました新型コロナウイルス感染症の院内発生に伴う病棟の一部閉鎖等につきまして、その後、新たな院内感染は認められず、出勤できない職員の数も減少しているため、9月11日（日）をもって以下の制限を解除します。

この度の対応につきまして、市民の皆様のご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

今後も職員一同、感染防止対策を徹底し、引き続き、3次救急医療体制の維持に努めてまいります。

記

1. 制限を解除するもの

- （1）病棟の一部閉鎖
- （2）緊急性のあるものを除く、予定手術の一時延期
- （3）外来診療の一部制限

2. 解除日

令和4年9月11日（日）

問合せ先 豊橋市民病院（電話 33-6111）